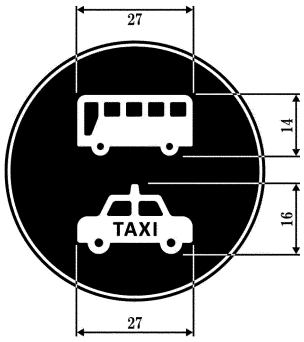
規制標識

（略）

許可車両（組合せ）専用（325の６）	
広域災害応急対策車両専用（325の７）	

（略）

指示標識

（略）

補助標識

（略）

備考

一　本標識板（本標識の標示板をいう。）

㈠・㈡　（略）

㈢　色彩

1・2　（略）

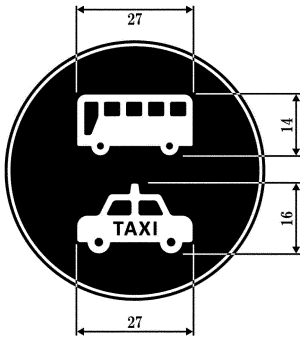
3　規制標識

(1)・(2)　（略）

(3)　「タイヤチェーンを取り付けていない車両通行止め」、「指定方向外進行禁止」、「時間制限駐車区間」、「自動車専用」、「自転車専用」、「自転車及び歩行者専用」、「歩行者専用」、「許可車両専用」、「許可車両（組合せ）専用」、「広域災害応急対策車両専用」、「特定の種類の車両の通行区分」、「牽引自動車の高速自動車国道通行区分」、「専用通行帯」、「普通自転車専用通行帯」、「路線バス等優先通行帯」、「牽引自動車の自動車専用道路第一通行帯通行指定区間」、「進行方向別通行区分」、「原動機付自転車の右折方法（二段階）」、「環状の交差点における右回り通行」、「平行駐車」、「直角駐車」、「斜め駐車」、「警笛鳴らせ」及び「警笛区間」を表示するものについては、文字、記号及び縁を白色、地を青色とする。

規制標識

（略）

許可車両（組合せ）専用（325の６）	

（略）

指示標識

（略）

補助標識

（略）

備考

一　本標識板（本標識の標示板をいう。）

㈠・㈡　（略）

㈢　色彩

1・2　（略）

3　規制標識

(1)・(2)　（略）

(3)　「タイヤチェーンを取り付けていない車両通行止め」、「指定方向外進行禁止」、「時間制限駐車区間」、「自動車専用」、「自転車専用」、「自転車及び歩行者専用」、「歩行者専用」、「許可車両専用」、「許可車両（組合せ）専用」、「特定の種類の車両の通行区分」、「牽引自動車の高速自動車国道通行区分」、「専用通行帯」、「普通自転車専用通行帯」、「路線バス等優先通行帯」、「牽引自動車の自動車専用道路第一通行帯通行指定区間」、「進行方向別通行区分」、「原動機付自転車の右折方法（二段階）」、「環状の交差点における右回り通行」、「平行駐車」、「直角駐車」、「斜め駐車」、「警笛鳴らせ」及び「警笛区間」を表示するものについては、文字、記号及び縁を白色、地を青色とする。